

「スペイン王国」の成立とコングルソ問題に関する覚書

立石 博高

第1章 「スペイン王国」の成立

カトリック両王（カステイーリヤ女王イサベルとアラゴン国王フェルナンド）は、イベリア半島のカステイーリヤとアラゴンという二大王国の共同統治を実現した。彼らの治世にグラナーダ王国の占領、ナバーラ王国の併合も行なわれ、ほぼ現在のスペインの領土に該当する国家領域を治める王権を創り上げた。

そのためにカトリック両王の治世は、「スペイン王国」成立の時代と一般に言われている¹。それぞれの王国は中世以来の独自の政体を維持しており、こうした現実を前にイサベルとフェルナンドの国王としての肩書きは、依然として「カステイーリヤ国王、アラゴン国王、ビスカヤ領主、バルセロナ伯、等々」であったものの²、その支配領域には「スペイン王国（Monarquía Hispánica）」という呼称が定着していく³。

このスペイン王国の近世国家としての特徴をめぐりて、一九九一年に發表されたエリオットの論文は、興味深い考察を加えている。すなわち、中世ヨーロッパの封建的秩序を克服して主権国家が成立したとするよつた「れま

での絶対王政論を批判して、16・17世紀の近世国家の多くは、「複合国家（composite state）」であったと主張し、ネーション・ステイトにつながるような王権と領域の一体性は「まだ有していないかった」とを強調する。そしてこの典型がスペイン王国であり、それは「王権とそれぞれ異なる地方（諸国）の支配階級との相互契約にもとづいた」複合王政（composite monarchy）であるとしたとする。

このヒリオットの論に触発されて、スペインでは、複合王政たるスペイン王国の特質をめぐる議論が盛んとなっている⁴。だが、ややもすると近代主権国家に比べて近世国家の限界性を問うというかたちで議論されがちで、中世イベリア諸国家と比べた上で近世スペイン国家の統合・集権化が、どのような特徴と内実をもつて進展したかについての指摘は不十分である。15世紀後半にはカステイーリヤ王国、アラゴン連合王国、ナバーラ王国、グラナーダ王国が存在していたのであり、それらにまたがる單一王権の統治するスペイン王国——いかに諸国特権を温存していたにせよ——が成立する歴史過程を、あらためて考察する必要がある。

その意味において、15世紀末のカトリック両王に出発点をもつ近世スペイン国家が、別名「カトリック王国（Monarquía Católica）」と称された⁵といふ尊称は、フランス国王の称号「篤信王（le Très Chrétien）」に対抗するかに着目したい。イサベルとフェルナンドの「カトリック王（el Católico）」という尊称は、カトリック信仰はその後諸王国にまたがるスペイン王国の統合原理として機能していくことになる⁶。そして、カトリックにむづく宗教的・社会的秩序の形成は、それまでは許されていたキリスト教以外の宗教とそれを基にした法共同体の存在が禁じられる」とを意味した。中世盛期には国王自らが「三

「宗教」の国王と名乗り⁸、キリスト教、イスラーム教、ユダヤ教という異なる宗教＝法共同体の「共生（convivencia）」——もちろん、対等の共生ではなく、差別的序列があった——を実現していたスペインは、ユダヤ教徒の国外追放（一四九二年）、イスラーム教徒の国外追放（一五〇一年）の手段を経て、カトリックのみの宗教＝法共同体となつたのである⁹。

スペイン王国は、自らを正統なるカトリック王国として維持していくために腐心するが、他のヨーロッパ諸国と異なる二つの制度が、中世から近世への移行期に生まれ、ともに19世紀前半のアンシャン・レジームの解体まで存続する。一つは、異端審問制（la Inquisición）であり、もう一つは「血の純潔（Limpieza de Sangre）」規定である¹⁰。

一四七八年、ローマ教皇シクストゥス四世がカトリック両王に認可したスペイン異端審問制は、新異端審問制とか近世異端審問制と呼ばれるように、それまでの教皇・司教の主導する局地的かつ非恒常的な中世異端審問制と異なり、スペイン王権に異端審問官の「推挙権（Patronato Real）」を認め、かつスペイン王国全体に広がる恒常的制度として組織される¹¹。教皇権という普遍的権威に支えられる」とによつて成立したこの制度は、「あらゆる諸特権（fueros）とは独立に、それらを超えるかたちで」その権限を行使し得た¹²。スペイン王国は、同一王権による諸国の支配という人的＝王朝的統合に過ぎなかつたので、アラゴン、カタルーニャ、バレンシアといった諸国への異端審問制の導入はさまざまな困難を伴つた。また、それが実質的に機能するためには多くの時間を必要とした。しかしながら、ひとたび導入されると、新異端審問制は、スペイン王国の領域全体にいまだ主権を確立し得ない王権＝カトリック王権が、「異端」という宗教的問題を口実にして諸国・諸身分に介入していく唯一の、だが有効なる手段となつていつたのである¹³。

「血の純潔」規定は、第3章のグティエレス・ニエト論文紹介のなかで詳述するが、かつてのイスラーム教徒・ユダヤ教徒およびその子孫、すなわち新キリスト教徒（cristianos nuevos）を、もともとのキリスト教徒、すなわち旧キリスト教徒（cristianos viejos）と区別し、「モーゲン人やユダヤ人の血が

混じらない（limpios, sin raza de moro ni judío）」——という規定を盛り込む」といふ。さまざまな団体や役職から新キリスト教徒を排除しようとする社会的・人種的差別規定であるが、これは15世紀半ばから17世紀にかけて大きな社会的意味を持つたとされる¹⁴。旧キリスト教徒は、キリスト教への新たな「改宗者」、すなわちコンベルソ（converso）をキリスト教徒共同体に受け入れたものの、彼らを「同一の法的地位におく」とは許容できず、その一方で、「旧キリスト教徒」という社会的価値をスペイン王国の正統なる臣民といふ立場に重ね合わせていつたのである¹⁵。したがつて、「血の純潔」諸規定として結晶化するコンベルソ問題は、かつての複数の宗教共同体から单一の宗教共同体へと転化する過程で現れたスペイン王国特有のものであつた。

さて、新異端審問制は、新キリスト教徒も旧キリスト教徒とともにカトリック的社会規範のなかに押し込み、彼らが正統的信仰から逸脱するのを防止する装置として機能していく。その意味では、キリスト教徒のあいだに差別をつける「血の純潔」規定とは無縁の制度であった¹⁶。しかしながら、設立当初の異端審問制が告発の対象としたのは、もつぱらコンベルソのなかの疑わしきキリスト教徒、すなわちユダヤ教からキリスト教に偽装改宗した「隠れユダヤ教徒（judaizante）」だったのである¹⁷。一四九二年のユダヤ教徒追放令の公布も、コンベルソ問題に対処しようとする異端審問制の王権への働きかけが直接的契機になつたと最近の研究は強調する¹⁸。したがつて、スペイン近世国家の成立の歴史的特質を考察するに当たつては、コンベルソ

問題を異端審問制や「血の純潔」規定の展開との絡みにおいて詳細に検討する必要があろう。

第2章 コンベルソ問題の存在

すでに述べたように、中世のイベリア半島には、同じ「啓典の民」とは言え、三つの異なる宗教＝法共同体が存在していた。半島を征服したイスラーム勢力は、キリスト教徒とユダヤ教徒に対して、ジズヤ（人頭税）の納付とイスラーム教の冒瀆禁止などを条件に、共同体としての存続を許容していった¹⁹。同様に、再征服運動（レコンキスタ）を行なうキリスト教徒の側も、基本的にイスラーム教徒とユダヤ教徒をモレーリア（モーロ人街区）、フアリア（ユダヤ人街区）での居住を条件にそれぞれの共同体としての存在を認めていた²⁰。イスラーム支配下で少数民族共同体が「ズインミー（庇護民）」と規定されたのに対し、キリスト教支配下でのユダヤ教徒は「国王隸属民」とされ、ユダヤ教徒もイスラーム教徒も特別の直接税＝人頭税を国王に納めていた。

同胞が南に拠点をもつてていたために、再征服運動の過程においてイスラーム教徒有力者層がキリスト教支配下にとどまることはまれであつた。したがつて残留したムデハル（キリスト教支配下のイスラーム教徒）が共同体として脅威となることも少なく、彼らのなかから社会・経済的上昇を遂げるものもいなかつた。これに対してユダヤ教徒の生活は、キリスト教共同体と深くかわつており、なかには王権や貴族に仕え、その手足となる有力者層が生まれたことは周知の事実である。中世におけるユダヤ教共同体（アルハーマ）についての知見は先行研究に譲るとして²¹、問題は14世紀半ば以後の反ユダヤ

的動きの高まり、とくに一三九一年の全国的なポグロム（ユダヤ人虐殺）を契機として「共生」が崩壊するなかで、多くのユダヤ教徒がキリスト教に改宗したことにある²²。

この改宗が「自発的」であったかどうかは議論の分かれること²³である。

H・バイナルトをはじめ従来の見解の多くは、改宗ユダヤ教徒の多くがユダヤ教信奉を捨てなかつたと言う²⁴。それに対しN・ロスは、従来のコンベルソ＝隠れユダヤ教徒という理解は、一方では、ユダヤ教のアイデンティティを強調する立場から、他方では、コンベルソ迫害を正当化する立場から生まれたものであり、どちらも護教論的立場からの誤謬であると言う。そして彼は、コンベルソのほとんどは紛れもない「自発的な」改宗者であつた、と主張する²⁵。どちらに比重を置くかはさらなる実証研究の成果を待たねばならないが、問題はそれほどまらない。すなわち、ネタニヤフの主張するように、15世紀に生まれるコンベルソ問題の核心は、彼らの改宗の真偽にあらぬが、問題はそれほどまらない。すなわち、ネタニヤフの主張するようではなく、旧キリスト教徒が新キリスト教徒にどのようなイメージを抱き、またどのようにコンベルソ問題を利用しようとしたかにあるからである

25。

旧キリスト教徒のコンベルソへの反感は、伝統的なユダヤ教共同体への敵意に起因するだけではない。一三九一年のポグロム以後、ユダヤ教共同体は衰退の一途を辿つていた²⁶。それに対して、キリスト教共同体の一員となつたコンベルソは、もともとのキリスト教徒と同一の法的・社会的地位を享受することができるようになり、したがつて15世紀を通じて彼らの社会進出には著しいものがあつたのである。とくに聖職者としての活躍、都市官職の購入による地方行政機構への参与は、旧キリスト教徒の反感を招くほどに甚だしかつた²⁷。

こうした15世紀の過程を通じて、民衆の間には反ユダヤ感情から反コンベルソ感情への移行が見られ、反コンベルソ暴動に発展するような諸事件も増えていった²⁸。そしてとくに顕著な出来事は、コンベルソが都市統治構造に関与したために、都市内部の党派争いのなかに巻き込まれていったことである。一四四九年のトレード市の反乱は、王権と寡頭支配者層の抗争に、民衆の反ユダヤ・反コンベルソ感情が利用された出来事であった。このとき初めて、コンベルソを公職から排除する都市条例が設けられるが、出生・血筋という事実によって特定のキリスト教徒＝改宗者を排除する反乱者たちは、「人類の敵」として教皇によって糾弾された²⁹。しかし、これは「血の純潔」規定が、さまざまな団体や役職に広がっていく出発点となつたのである³⁰。やがて、コンベルソのなかの疑わしき改宗者を対象として異端審問制が設けられ、ユダヤ教共同体の規制・隔離政策を遂行したのちにユダヤ教徒追放令が公布されるが、旧キリスト教徒としての社会的価値を確認するためには、事実か虚偽かには関わりなく「イマジネール」としてのコンベルソ問題は存続していくことになる³¹。

ところで、カトリック両王朝を出発点とする「スペイン近世社会」が、「」のコンベルソという少数社会集団（マイノリティ）を抱え込んでいたという」と、そして、この集団への特定の社会的評価が、スペイン近世社会構造の形成にとっての基本的要因となつたということとは、近年のスペイン近世史研究が明らかにした重要な侧面であるが、一九七〇年代に入るまでは「」のことはほとんど看過されていたのである³²。そのなかで、とくに一九七三年に著されたグティエレス・ニエトによる論文「16世紀カステイーリャのカースト的身分制構造」は、階級、身分、カーストという社会階層秩序の三つのカテストをこの時代の歴史分析に用いた画期的仕事であった³³。

第3章 カースト的身分制社会

「16世紀カステイーリャのカースト的身分制構造」と題されるグティエレス・ニエトの論文は、以下のよう構成の5章から成り立つ（ただし、章のナンバリングはされていない）。

第1章 歴史学とカースト問題

第2章 コンベルソと15世紀カステイーリャにおけるブルジョア発展の可能性

第3章 ユダヤ教徒追放とカースト制度の廃止

第4章 「血の純潔」規定——その社会的意味

(A) カステイーリャ都市機構と「血の純潔」

(B) 金のもつ「転覆者」の役割

(C) 「出生の純潔」と「生活の純潔」という二重の要求

第5章 身分制的価値とカースト的価値の結合

さて、まず第1章（五一九～五三貰）では、一九七〇年代までの研究史について整理を行ない、15～16世紀に出現するカステイーリャ社会構造について新たな概念を提出する。「」では研究史整理の詳細は省くとして、結論的にグティエレス・ニエトは、主に一九五〇年代に繰り広げられたアメリカ・カストロとサンチエス・アルボルノスの論争³⁵を、同じく16世紀カステイ

しかしながら、我が国でもこの論文の重要性は指摘されているものの³⁴、今までその内容の全体的紹介は行なわれていない。そこで次章では、今後、史料に則ったスペイン王国とコンベルソ問題の研究を進める上で準備ノートとして、グティエレス・ニエト論文の基本的要旨を纏める」としたい。

リヤ社会の現実に接近するための二つの方法であるとして、両者の方法の統合を提唱している。つまり、前者は社会のカースト的編成に注視し、後者は身分制的編成を重視したが、この両カテゴリーは互いに排斥し合つものではなく、16世紀に現れたのは「カースト的身分制構造 (estructura castizo-estamental)」であったと主張する。ただし、基本的な社会階層秩序の原理は他のヨーロッパ諸国と同じくカスティーリヤの場合も、身分制的なものであった述べる。

この「カースト的身分制構造」はどのようなものかといふと、15～16世紀のブルジョア的発展によって階級的社會構造が出現して、既存の貴族社會が揺らぐ」とに対する反動であった、とグティエレス・ニエトは見る。すなわち、15世紀末のカトリック両王期には国民の宗教的統一が行なわれて中世後期のカースト社會はたしかに消滅したが、身分制構造を補完するかたちで「疑似カースト的構造 (cierta estructura pseudocastiza)」が維持され、そうしたカースト的要素が、階級的特徴の社會が形成される危険から「身分制構造 (estructura estamental)」を守るのに貢献した、とする。中世後期から近世初頭のブルジョアの台頭に対し、ヨーロッパ諸国はそれにこれを抑えようとする動きをとるが、カステイーリヤの場合は、「カースト的身分制構造」が創り出される、によつて強固に身分制社會が存続した、というのである。

こうした概念提起に統いて、以下、具体的な歴史過程の考察に入る。第2章(五三～五八頁)では、15世紀カスティーリヤではブルジョア的発展の可能性が大きく、しかもコンベルソの階層にもその道が開かれていたことを指摘する。まず、カースト的階層秩序の一般的特徴を挙げた上で、一二九一年(全国的なポグロムの起つた年)以前のカスティーリヤ社會は、カースト

社會と規定しうる大きな特徴を備えていたといふ。つまり、キリスト教、イスラーム教、ユダヤ教という三つの宗教が存在し、それぞれが三つの民族に結びつき、法的諸規定が三つの集團の機能・職能を大きく定めており、さらに「社会的強制 (imposición social)」によつて各集團の特徴付けが行なわれていたからである。

一二九一年のポグロム以後、カスティーリヤ社會のユダヤ人差別は法的にも社会的強制を通じても強化されたが、迫害を恐れたユダヤ教徒がキリスト教に改宗したことによって、キリスト教カーストにコンベルソが大量に参入するという現象が生まれた。つまり、ユダヤ教徒がますます少數集團化し、ごく限られた職種へとその職能が限定される(とくに一四一一年のバリヤドリー法令による)一方、コンベルソはキリスト教徒として、中世後期の経済的・商業的拡大のなかでブルジョア的発展の可能性をつかみ、社會的上昇を果たしていく者が多く見られた。しかし、15世紀半ば以後、「イダルゴ的」反動が起つて、社會的名譽の享受と手工業活動への従事は両立しないという主張が広まつて行く。

第3章(五一八～五三七頁)では、下位カースト集團(ユダヤ教徒、イスラーム教徒)のスペインからの追放——結果的にはカースト制度廃止——の意味を問う。まずは、カトリック両王による追放措置の原因をめぐる諸解釈を紹介した上で、グティエレス・ニエトは、両王の王権の歴史的性質を議論し、それが身分制社會の「社會秩序の保障者」であったことに注目する³⁶。そしてユダヤ教徒追放の措置も、社會全體からの要求を満たす——結果的に王権の正当性を了解させる——ことであった。つまり、農民層の都市ブルジョアへの反発、聖職者のシナゴーグとユダヤ教信奉への反発、貴族の身分制的生活への脅威者たるブルジョア(ユダヤ教徒も多く含まれる)への反発などに応

えるかたちでの社会政策であった、と彼は見るのである。「カトリック両王は、ユダヤ教徒の追放が社会において好意的な反応を引き出す」とを十分意識していた。さらに、王権を「排外主義的になつていた旧キリスト教徒カーストの諸理念の体現者として示しうることを、十分に意識していた」と彼は捉える。

ところで、ユダヤ教徒追放の措置を積極的に歓迎していたのは、ブルジョアたち——グティエレス・ニエトはこの概念を「農牧業とは異なる職種に従事する人々で、それは純粹な商人から職人まで包摂する」として広義に使用している——でもあつたことを指摘する。なぜならユダヤ教徒追放は、こうした都市的活動を行なう人々にとって競争者の排除につながつたし、同時に重要なことは、彼らが除かれることで、商業・金融・手工業活動からユダヤ人を想起することによるこれらの活動への社会的軽蔑の色合いを取り除くことができると考えたからであつた。

第4章（五三七～五五八頁）では、まず最初に、上述のユダヤ教徒追放の措置が、ブルジョアたちの期待を満足させることにはならなかつた、と述べる。一方では、ユダヤ教徒住民の一部しか出国の道を選ばなかつた——キリスト教に改宗してコンベルソとなつた——からであり、他方では、今度は「ブルジョア＝ユダヤ教徒」が「ブルジョア＝コンベルソ」と結びつけて見なされるようない状態に変わつたからである。

ただ、こうした「ブルジョア＝コンベルソ」という見方やコンベルソへの反感は、一四九一年以後に突然生まれたものではなく、15世紀を通じて次第に醸成されたものであつた。グティエレス・ニエトは、「コンベルソは、15世紀カスティーリャの社会的葛藤の主要な舞台において、その触媒となり、犠牲者として現れた」と捉える³⁷。なかでも、後に重要な結果となつて

現れるのは、一四四九年にトレードで見られたように、伝統的な都市貴族が、都市住民の反コンベルソ感情をもとにし、「血の純潔（impieza de sangre）」あること——を都市自治体機構への参与資格に求める、すなわち「血の純潔」証明を「彼らの社会的・政治的アイデンティティの維持装置」として利用するようになったことであつた。

そして第4章（A）でグティエレス・ニエトは、カステイーリャ都市機構において「血の純潔」規定が広がる背景として、14世紀半ばころの「開かれた市会」から「閉じられた市会」への移行、つまりレヒドール制（市参事会）の成立と、その後のレヒドール職購入者に占めるコンベルソの増大、さらに、「家系」や「団体」といったかたちの官職資格者を制限する動きについて言及する。

次いで第4章（B）では、中世後期の商業・経済活動の活発化によって、金銭＝富が、伝統的な社会秩序を動搖させる「転覆者」としての役割をもつようになつていて、さまざまな事例を挙げて指摘する。とくに15世紀後半から16世紀にかけてのカスティーリャ社会において金銭的価値が重視されたことを、「世の中には一つの家門しかない。持つ者と持たざる者の家門である」といった当時の處世訓・格言を列挙して示している。

そして第4章（C）では、上述のような社会的動きに反応して、伝統的な貴族層が、自分たちの特定の団体——とくに「宗教的＝身分的な信徒会」——への入会資格に、「血の高貴さ」と「高貴な生活様式」を要求するようになつた、とグティエレス・ニエトは見る。とくに、ユダヤ教徒がコンベルソになつてしまふと、ブルジョアたちのなかにコンベルソが包摂され、ゆえにブルジョア的活動は「ユダヤ的・コンベルソ的意味合い」をもつものだと

主張してブルジョア活動全体を貶めようとする言説が広められていく。こうしてブルジョアの社会的上昇を制限する手段として、「きれいな出生ときれいな生活 (una limpia y vida limpia)」が要求される。例えば、一五〇三年に設けられた「サン・イルデフォンソ信徒会」は入会資格を「ユダヤ人やモーグロ人の血筋のコンベルソは除かれるものとし、きれいな血の騎士と貴族だけが入会でき、職務に就く者でも捐税者でもあつてはならない」と定めている。

こうしてグテイエレス・ニエトは、「コンベルソ差別は貴族層のあいだから生まれて、反ブルジョア的性格をもつており、新キリスト教徒と旧キリスト教徒への住民の分割を助長した」と考える。つまり、「血の純潔」は、(1)ブルジョアの競争力の削減、(2)ブルジョアの間の分裂、(3)さまざまな軋轢の原因をコンベルソ、そして大ブルジョアへと転化、(4)幅広い社会層が出生の重要性を認知、(5)ユダヤ教とブルジョア的行為との同一視を助長、といったことにつながつたと捉える。

そしてコンベルソ差別は、次第にカステイーリャ社会の諸階層・諸団体へと広まっていく。それを、彼は次の四つに時期区分する。

- (1) 一四八〇年までの第一段階。差別は主として、貴族のイニシアティイヴで自治体諸機関や身分的諸団体で行なわれる。貴族以外の人々むかの差別を助長した。
- (2) 一五〇〇年までの第二段階。反ユダヤ的宗教的緊張から、「血の純潔」への関心は、さまざまな宗教諸機関（修道会、神学校、聖堂参事会）に広がる。
- (3) コムニダーデス反乱鎮圧後の貴族反動を特徴とする第三段階。「血の純潔」規定が諸団体に拡大した。
- (4) 一五五〇年代の「血の純潔」規定の広まりを抑止しようとする動きの

失敗と、その後のカステイーリャ社会の「チベシ化 (ibetización)」。フエリーペ二世は、人々の「血の純潔」崇拜を、自らの宗教・政治目的に利用した。

こうした差別拡大にあたって、その正当化のための理論・教義が現れるが、それは法的なものと宗教的なものの二つに大別される。法的には、「世襲的共同責任」が、宗教的には、「神の思し召し」と「キリストを十字架にかけた民」ということが根拠とされた、とグテイエレス・ニエトは論じている。

結局、「血の純潔」規定の広がりは、「経済的領域においても知的領域においても、社会のもつとも活発で、もつともブルジョア的性格を帯びた人々の集団を排除することに役立つた」。加えて、奢侈禁止法が制定され、王権の経済政策によって商工業活動は一部の特權的ブルジョアに制限され、官職も事实上、貴族の独占となつた。こうしたブルジョアの台頭を抑えて貴族身分を強化する動きは、近世の絶対王権に支えられたものであつた。なぜなら、「王権は、厳格に上下の秩序の保たれた社会に関心を抱いていた」からだ、とグテイエレス・ニエトは主張する。

最後に第5章（五五八～五六三頁）では、あらためて「身分割的価値」と「カースト的価値」の結合の複雑さを問題とする。16世紀末カステイーリャでは、社会的栄養が語られるとき、人々は三つの栄養 (honor) を念頭においていたとされる。一つは「積極的栄養」である人物がどのような高い社会的地位を占めているかということ。二つ目は「否定的栄養」である人物に不名誉の要素がないということ。そして三つ目は「形而上学的栄養」で、社会がある人物の社会的資質についてどういう「考え方」を抱くかということ。そして、近世カステイーリャ社会の場合、身分割的社會秩序の内部に、「血の純潔」というカースト的カテゴリーが持ち込まれたことにより、「二重の

高貴さ」——「貴族」と「血の純潔」——が生まれて、錯綜した価値意識が生じることになった。例えば、血筋にまつわる諸々の理由で、大貴族でも、「最低の者の中でも卑しい者にも劣る」者と見なされる」とあった。反対に、貧しい農民も、古くからのキリスト教徒であるがゆえに「血の純潔」を誇る」とができた、と指摘する。

それでは、なぜこれまで16世紀カスティーリャを研究対象とした歴史家たちが、社会のカースト的現象を把握できなかつたかというと、とくに「リナヘ (linaje)」という言葉がもつ二重の意味を看過したことにある、と言つ。

つまり、当時のカスティーリャ語の用法では、「リナヘ」は「血縁集団」(すなわち、「家門」)を意味するだけではなく、広い「血筋集團」を意味しており、後者の場合は「カースト」と同義であった。つまり、身分制的階層秩序のカテゴリーが、カースト的階層秩序のカテゴリーと絡み合つたかたちで使われていた、とグティエレス・ニエトは指摘する。

第4章 今後の課題

以上、グティエレス・ニエト論文の骨子を紹介した。それまでの研究がコンベルソ問題をスペイン近世社会のなかの部分的で異質なものと捉えていたのに対し、グティエレス・ニエトは、身分制的社會秩序が形成される過程の中の重要な要素であったと理解し、カスティーリャ社会の特質は、「疑似カースト的構造」によって補完された「身分制構造」、すなわち、「カースト的身分制構造」にあるという、きわめて大胆な魅力ある仮説を提示したのである。その後の関連論文では、「血の純潔」規定が社会の隅々までいかに広がり、16世紀後半フェリペ二世の時代には、カスティーリャ社会の「チ

ベシト化 (beticización)」——「モーコ人やユダヤ人の血が混じらない古くからのきれいなキリスト教徒 (cristianos viejos, limpios, sin raza de moro ni judío)」社会の維持——が行なわれたかを指摘している³⁸。さらに別の論文では、「旧キリスト教徒」という価値が社会の至上価値となる中で、少なからぬ者が「新キリスト教徒」を祖先にもつ「イダルゴ (貴族)」の「不純さ」に対して、農民層が自分たちの「純潔さ」を誇るという庶民感情が広まつたことを明らかにし、スペイン黄金世紀の文学の特異性——農民の「誇り (honor)」をテーマとする——の社会的背景を描いていく³⁹。

さてグティエレス・ニエトは、15～16世紀におけるカスティーリャのブルジョア的発展を強調し、そうした台頭するブルジョアジーと対抗し既存の社會秩序を維持するために貴族層が「血の純潔」を要求し、結果として「カースト的身分制社会」が生まれたと想定した。しかし、大西洋貿易で栄えたセビーリャなどを除けばこの時期のカスティーリャ社会においてブルジョアジーの形成は限られており、総じて、16世紀の経済的繁栄というのもかつて想定されたほどの規模も広がりももなかつたことが明らかである⁴⁰。では、貴族的反動を強調したグティエレス・ニエトの仮説が有効性を失つたかというと、必ずしもそうとは思われない。なぜなら、かつて想定されたほどのブルジョアジーの形成がなされなかつたとしても、貴族の側がより強固な伝統的社會秩序の維持を企図して、「血の純潔」を要求したと考えられるからである。

しかし問題は、「血の純潔」と「生活の純潔」がカスティーリャ近世社会にどれほど社會的価値として受け入れられ、そして社會秩序の固定化に役立つたかということである。「血の純潔」諸規定がさまざまなか間的諸団体に広まつたということに疑問の余地はないが⁴¹、その実効性については、論者

によつて大きく評価が分かれる。グティエレス・ニエトの見解を踏襲して、ベナサールは、「大学寮、権威ある信徒会、大修道会、大聖堂参事会、都市参事会職などに参入しようとする者はすべて血の純潔の調査を受けた」と述べており、ファイアールも、「血の純潔はスペイン経済の遅れの要因の一つであつた。それは労働と貨幣への輕蔑をもたらした」と指摘している⁴²。

他方、こうした見解に真っ向から反論したのが、カーメンの論文である⁴³。すなわち、「血の純潔に対する感情はスペイン社会を支配するにはほど遠かつた」し、「一四九一年の追放後もずっとスペインは多文化社会であり続け、家系の血筋問題は社会上昇の障害には必ずしもならなかつた」と述べて、コンベルソの社会上昇の例、異端審問所関係者を含めて「キリスト教徒」同士の人種的差別に反対した論者の例などをさまざまに列举した。そして、「スペインの共存という特別の〔歴史的〕性格によって、一方で隠れユダヤ教徒への迫害は緩められたし、他方で著名なコンベルソが社会の上層に参入することが許容された」と述べている。

しかしながら、「血の純潔」規定に対する反対が知識人の限られた世界でしか起つていなかつたことをドミンゲス・オルテイスは指摘して、近世社会においてこうした社会的価値がいかに重要な意味を有したかをあらためて主張している。そして、とくに中間層の社会的上昇にとつては、きわめて否定的に作用したと強調する⁴⁴。「このことを筆者もまた、マドリード市参事会員の閉鎖的性格との関連で指摘した⁴⁵。

以上、我々は、「用心深い人は結婚しようとする女性の資質を厳密に調べ抜け、誰の娘で誰の孫かと調査する。……だが、彼の隣人や敵対者が、彼の妻の曾祖母のさらに昔の祖母がモリスコ女性か改宗ユダヤ人女性だったことを明らかにすると、彼がどんなに名誉があつて高貴であつたとしても、

彼とその妻のあいだに生まれた息子は、改宗したばかりの者であるかのように、賤しい者と同列に見なされてしまう。」⁴⁶という同時代の言葉に現れる社会的価値（「モーコ人やユダヤ人の血が混じらない」と「このだわり」）を、スペイン近世社会の重要な特徴の一つと考える。今後は、「血の純潔」規定に表象された疑似カースト的要素の具体的影響——社会的・経済的・文化的——を、カーメンの批判を入れつつ、諸階層のレベルにおいて史料的に明らかにしていく必要があるう⁴⁷。そして、こうした作業を通じて、グティエレス・ニエトの提起した「カースト的身分制社会」という概念の有効性もあらためて問われるであろう。

注 記

1 「……でわれわれも便宜上「スペイン王国」の名称を使用するが、カトリック両王に始まる同一王朝によるスペイン統治が、長らくスペインの保守的歴史学が主張したような「近代国家の成立」「國家統一の実現」と呼べるような美態を備えたものではなかつことは、近年のスペイン歴史学が明らかにした成果の一つである。カトリック両王による共同統治もカルロス一世（神聖ローマ帝国皇帝カール五世）以後のスペイン・ハプスブルク家による支配も、王朝支配領域の諸国がそれぞれに独自の統治機関（議会、税制、貨幣などを維持する）という現実を解消することはできなかつた。16世紀以後、カスティーリャ王国の主導のもとにスペインの統合が次第に進むが、領域の法的・政治的一元化の一志の実現がなされたのは、18世紀はじめで、スペイン王位繼承戦争の結果アラゴン王国の独自の政体が廃止されたことによる。しかし、ブルボン家による新たなスペイン支配も、身分制的諸特

- （名権）ある上層が掌握するところにして、教皇はカトリック国王のあつたことは少なか
い対立が生じてゐる。林邦夫「カスティーリヤにおける異端審問制の初期的展開」『鹿
児島大学教育学部』第111巻 一九八〇年 二二七～二五七頁; Mesquer
Fernández, J., "El período fundacional (1478-1517)", en Pérez Villanueva, Joaquín;
Escandell Bonet, Bartolomé (dirs.), *Historia de la Inquisición en España y América*,
Vol. I, Madrid, BAC, 1984, pp. 281-433 を参照。
- 12 Tomás y Valiente, Francisco, "Relaciones de la Inquisición con el aparato
institucional del Estado", en Pérez Villanueva, Joaquín (dir.), *La Inquisición española. Nueva visión, nuevos horizontes*, Siglo XXI, 1980, Madrid, p. 46.
- 13 「ナオールは、異端審問制を「國家による社会統制の導入」であるとした。近世
スペインにおける異端審問制の展開」（こゝに、概して同上）。Bennassar, Bartolomé (éd.),
L'Inquisition espagnole XV au XIX^e siècles, Paris, Hachette, 1979; Kamen, Henry,
The Spanish Inquisition. An Historical Revision, London, Weidenfeld & Nicolson, 1997
が参照され得。
- 14 ①「*スコットの論理*」（スコット Albert A., *Les controverses des statuts de "pureté
de sang"* en *Espagne du XVI^e au XVII^e siècle*, Paris, Didier, 1960 の中略）である。
邦語訳文（エドワード・モントン著「羅自規(Estatutos de Limpieza de Sangre)」）『羅
自規・人文自然科學論譯』第11大冊 一九七九年 1111～1411頁を参照。
- 15 ナオールは「田キリシト教徒のベイノ人だけが、選ばれた民であり、神への唯
一の選ばれた民族であるとされた。」（こゝに、外国の皮膚病と彼らの祖国の統合性と國政倫
識を培つて上位の本質的基本の「へんな」）（ナオール Dédieu, J.-P., *op. cit.*, p. 237.
- 16 カーメン著「異端審問制たるかは、人種主義的な「血の純潔」規定による
宿であるたゞれども、Kamen, H., "Una crisis de conciencia en la Edad de Oro en
España: Inquisición contra <Limpieza de Sangre>", *Bulletin Hispanique*, tome
LXXXVIII, nos. 3-4, 1996, pp. 321-356.
- 17 ナオールは、異端審問制の活動を四つの時代に区分する。第一は一五二〇年代まで
の時期で、ついで一五三〇年代にタマヤ教徒が審問の対象となつていた。第二は以後、一六〇〇年以
降の時期で、隠れイスラーム教徒に加え、カトリック教徒による正統教義やカトリッ
ク的道德規範からの逸脱が対象となつた。第三は一六四〇～一六六〇年の時期で、政治状
況から新キリスト教徒の問題が活発となつた。第四はその後の異端審問制の活動が全体的に
強調しなくなる時期であるが、18世紀には啓蒙思想の取り締まりが新たな任務となつた。
Bennassar, B., *op. cit.*, Chap. 1 を参照。ナオール カトリック国王が当初より政策的意図
として異端審問制を国家装置として使用しようとしたのかどうかについては、議論が
分かれ。我が國における「の成立理由を講じた研究が林氏によつてなわれてゐる。
林邦夫「カスティーリヤにおける異端審問制の成立」「伊祖良義編」（鹿児島大学教育学部）
第111巻 一九八〇年 五 一～七五頁 だが、この制度をめぐらすに至つた当初の動機と
設立後の政治的利用とは、凶忌めねばならぬとある。斯くて、ロハーネンの問題、それがその初
の主たる要因であつたことが近年は強調される。Netanyahu, Benzion, *The
Origins of the Inquisition in Fifteenth Century Spain*, New York, Random House, 1995;
Kamen, H., *The Spanish Inquisition*, *op. cit.*, pp. 28-65 を参照。
- 18 Monsalvo Antón, José María, *Teoría y evolución de un conflicto social*, Madrid, Siglo
XXI, 1985, pp. 317-336; Pérez, *op. cit.*, pp. 107-139; ハリー・ケルウリ一編（翻訳）.
立石博高・御前院千共訳『ベイノのタマヤ』（平凡社、一九九五年）所収の論文、
ハーバードの章、第3章、第4章を参照。追放の諸理由を検討した邦語文献に、牧修身
「一四五一年カスティーリヤ王国におけるタマヤ人追放」『トカゲルバト』（福岡大学・経
済法科大学会議）第七号、一九八一年、一一一～一三四、匝第七号、一九八一年、一
四九～一五二頁がある。
- 19 K. B. カルロ（林邦夫訳）『ロハーネンの殉教者たち——ベビラム・ベビラムのキリスト

- 教徒」(刀水畫房、一九九八年)、第一章を参照。
- 20 美・ヨハニス Man, Vivian B. et al. (eds.), *Convivencia. Jews, Muslims, and Christians in Medieval Spain*, New York, The Jewish Museum, 1992 を参照。
- 21 本稿研究は枚舉に「レバノン」がなじむ Pérez, J., *op. cit.*, pp. 11-40 の通りだ。異端を「カトリック」から「カトリック」へと改めたのは、林邦夫「中世カトリック教会とカタリヤ人に関する研究」(中世カトリックの動向)『研訳』(鹿児島大学教育学部) 第二回論文「九八〇年、四月～六月」が、全体状況を伝えてくれる。
- 22 一九五一年のボロドリュード事件 Wolf, P., "The 1391 Pogrom in Spain. Social Crisis or Not?", *Past and Present*, n. 50, 1971, pp. 4-18 を参照。
- 23 ハム・ベイナム「ハングルの歴史」(元ハム・ケムカラーリー著 前掲書 第4章、註引)。
- 24 Roth, Norman, *Conversos, Inquisition, and the Expulsion of the Jews from Spain*, Madison, The University of Wisconsin Press, 1995.
- 25 Netanyahu, B., "The Primary Cause of the Spanish Inquisition", in his *Toward the Inquisition. Essays on Jewish and Converso History in Late Medieval Spain*, New York, Cornell University Press, 1997, pp. 183-200 を参照。
- 26 中世カトリックの「ダヤ教共同体」は、瓶詰文書(シントラム)「中世都市のダヤ人社会(ダヤ教徒)」『瓶詰文書』(東洋書林、一九九八年)所収、一七二二～一七三一頁を参照。
- 27 ハム・ベイナム「ハングルの歴史」(元ハム・ケムカラーリー著 前引論文)が、王権の対カトリック政策について述べる。林邦夫「十五世紀カスティーリャリヤに於けるカトリック政策」(カトリック政策)、『歴史記述』(鹿児島大学教育学部) 第二回論文「九八〇年～一九一四年」が、ハングルの総合取扱いである。Márquez Villanueva, F., "Conversos y Cargos concejiles en el siglo XV", *B. R. A. M.*, LXIII, 1957, pp. 503-540 を参照。彼の位置がねた全体的状況は図示しておらず、Roth N., *op. cit.*, pp. 43-156 を参照。
- 28 その動きについて Pérez, *op. cit.*, pp. 55-74 を参照。
- 29 林邦夫「十五世紀前半カスティーリャに於けるカトリック政策」、『歴史学研究』第四十六回、一九七八年、一～十七頁を参照。
- 30 注14の文献を参照。
- 31 近世に入りて町ノーブルの存在がほとんどの意味をなさない状況になってしまふ。自ら統治するノーブルの問題は政治的威儀(アーリー)、また社会規範として利用される。Contreras Contreras, Jaime, "Limpieza de Sangre, cambio social, y manipulación de la memoria", en VV.AA., *Inquisición y Conversos*, Toledo, Asociación de Amigos del Museo Sefardí, 1994, pp. 81-101; Hernández Franco, Juan, *Cultura y Limpieza de sangre en la España moderna*, Murcia, Universidad de Murcia, 1997 を参照。
- 32 Gutiérrez Nieto, Juan Ignacio, "La estructura castizo-estamental de la sociedad castellana del siglo XVI", *Hispania*, núm. 125, 1973, pp. 519-523 を参照。
- 33 前注14の文献を参照 pp. 519-563.
- 34 五十嵐一成「十五世紀初頭カスティーリャ社会の醜聞題」『学大中古』第一七号、一一四頁を参照。
- 35 ルイ・ラペイユ「ラペイユ」、Lapeyre, Henri, *Essays de historiografía*, Valladolid, Universidad de Valladolid, 1978 を参照。
- 36 エルサルバドル「一五二〇年から一五三一年にかけてのハリタベ区乱」を分析した書物で、グリフィン・ルイス・リヒテル(?)の反乱敗北の結果、「君主がその本来的保護者となるべき領主制が、カステイリヤに確立した」と提えて、スペイン中央王室の支配であった近世初期に対する王権の近代的理解に対して鋭い批判を加えている。Gutiérrez Nieto, J. I., *Las Comunidades como movimiento antisénorial*, Barcelona, Planeta, 1973, pp. 16-17.
- 37 その時代では、庶民のねがおいた社会経済状況にポクローリー主義的原因があつたことは、マクケイの立場(?)である。MacKay, A., "Popular Movements and Pogroms in Fifteenth-Century Castile", *Past and Present*, n. 55, 1972, pp. 33-65.

- ³³ Gutiérrez Nieto, J. I., "La discriminación de los conversos y la tiberización de Castilla por Felipe II", *Revista de la Universidad Complutense*, núm. 87, 1973, pp. 99-129.
- ³⁴ Idem, "Limpieza de sangre y antihidalguismo hacia 1600", en *Homenaje al Dr. Juan Regíá Campistol*, 2 vols., Valencia, Universidad de Valencia, 1975, vol. 1, pp. 497-514.
- ³⁵ 『塞繩の内紛と清浄化のためのセレモニ』(セレモニ)の実験と清浄化のためのセレモニ
- ³⁶ "Comedia au temps de Lope de Vega", Bordeaux, Université de Bordeaux, 1965.
- ³⁷ Kamen, Henry, "The Decline of Spain: A Historical Myth?", *Past and Present*, n. 81, 1978, pp. 24-50.
- ³⁸ Pike, Ruth, *Aristocrats and Traders: Sevillian Society in the Sixteenth Century*, Ithaca, Cornell University Press, 1972.
- ³⁹ 『セレモニ』 Scroff A., *op. cit.*
- ⁴⁰ Bennassar, B., *L'homme espagnol. Attitudes et mentalités du XVIe au XIXe siècle*, Paris, Hachette, 1975, p. 178; Fayard, Jamine, *Les membres du Conseil de Castille à l'époque moderne (1621-1746)*, Genève, Droz, 1979, p. 214.
- ⁴¹ 『セレモニ』の内紛と清浄化のためのセレモニ
- ⁴² Kamen, H., "Una crisis de conciencia...", *op. cit.*
- ⁴³ Domínguez Ortiz, Antonio, *Los judeoconversos en la España moderna*, Madrid, Mapfle, 1992, pp. 69-76, 137-172.
- ⁴⁴ 『塞繩の内紛と清浄化のためのセレモニ』(セレモニ)の実験と清浄化のためのセレモニ
- ⁴⁵ 『塞繩の内紛と清浄化のためのセレモニ』(セレモニ)の実験と清浄化のためのセレモニ
- ⁴⁶ Fray Benito de Penalosa, *Libro de las cinco excelencias del español que destruyen a España*, Pamplona, 1629, capítulo XIII, cit. por Domínguez Ortiz, *op. cit.*, p. 244.
- ⁴⁷ ラルカニアトマス・ペーナーは塞繩の内紛と清浄化のためのセレモニ
- ⁴⁸ 本標題はラルカニアトマス・ペーナーの著書である。ラバベード・オラド、マリア・デル・ピラル、*Los judeoconversos en la Corte y en la época de los Reyes Católicos*, Madrid, Universidad Complutense de Madrid (Tesis doctoral), 1990.